

平成 29 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会 議事録

平成 29 年 12 月 21 日（木）

JESCO 豊田 PCB 処理事業所プレゼンテーションルームにて

午後 1 時 56 分 開会

【事務局（岩井）】 定刻前ですが、出席予定者が全員そろいましたので、ただいまから平成 29 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、御多忙の中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

なお、写真撮影等につきましては、会議の冒頭のみとさせていただきますので、御了承をお願いいたします。携帯電話につきましても、マナーモードにさせていただくか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、豊田市環境部長の田口から挨拶申し上げます。

【豊田市環境部（田口部長）】 皆さんこんにちは。豊田市の環境部長をしております田口と申します。よろしく申し上げます。

本日は、お忙しい中、平成 29 年度第 2 回の豊田市 PCB 処理安全監視委員会に御出席いただきましてありがとうございます。また、今回は東海 4 県の政令市 6 市の皆さんにも御出席いただいております。ありがとうございます。

さて、平成 17 年に始まりました JESCO 豊田事業所の PCB 処理事業も、来年は 14 年目へと入ってまいります。安全監視委員会の皆様におかれましては、これまで PCB 処理事業における安全性、環境保全の確保を最大の目標として活動いただいております。しかし、処分期限まであと 4 年余りとなりまして、期限までの確実な完了に向けて、まだ 4 年あるというのではなくて、もう 4 年しかない、そういう切迫感を持ってやっていかなければならないというふうに思っております。

もう 4 年しかないということでもありますけれども、本日の会議では、東海 4 県下全体で JESCO 豊田事業所内の PCB 処理完了に向けて着実に進めていくために、推進役の行政の方々の担う役割、進むべき方向などもあわせて確認いただける場にしていた

だけると思っております。

委員の皆さんにおかれましては、忌憚のない意見や思いを出していただきまして、ここに出席していただいている皆さんの共通認識をつくり上げまして、今後も委員会活動、また確実な PCB 処理を進めていく場としてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（岩井）】 ありがとうございます。

本日、環境省から環境再生・資源循環局企画官の奥山正樹様においでいただいておりますので、挨拶をいただきたいと思っております。奥山様お願いいたします。

【環境省環境再生・資源循環局（奥山企画官）】 皆さまこんにちは。御紹介いただきました環境省の環境再生・資源循環局、本年の7月にできた局でございますが、こちらで PCB 廃棄物の処理推進を担当しております企画官の奥山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。日ごろから PCB 廃棄物の処理の推進につきましては、格別の御理解・御協力を賜りまして、改めましてここで厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年の PCB 特別措置法の改正を受けまして、御承知のとおりですけれども、この当地域における処分期間につきましては、この JESCO 豊田事業所で処理される変圧器・コンデンサーにつきましては平成 34 年の3月末まで、それから北九州の事業所で処理される安定器、汚染物等につきましては、平成 33 年3月までとなっております、それぞれの期間までに各事業者の方々がお持ちの高濃度 PCB 廃棄物につきましては、JESCO に対して処分委託をしていただくということが法律上の義務になったというところでございます。

全国で最も早く期限が到来いたします北九州の事業エリアの変圧器・コンデンサーにつきましては、本日ちょうど残りが 100 日ということになりまして、今、自治体、私どもの地方環境事務所などの関係者が個々の事業者の方に対して最後の追い込みを行っているという状況でございます。

この豊田事業エリアにおきましても、こういった北九州の取り組みを参考としていただいて、期限までに残された時間というのを十分に意識していただいて、計画的に取り組みを進めていく必要があると考えております。

環境省としましても、この処分期間内の確実かつ適正な処分を推進するために、多

くの関係者の皆様との連携を強化するとともに、体制の充実、それから必要な情報提供、自治体の皆様が行う調査への支援等を進めているところでございます。

本日の委員会におきましては、環境省から改めて PCB 問題の基本的なところからこの掘り起こし調査の必要性、最近の取り組みについて御説明をさせていただきたいと思っております。

引き続き関係者の皆様と連携しながら、処理の安全性は大前提とした上で、PCB 廃棄物処理を一日でも早く確実に進められるように全力を尽くしてまいりたいと思っております。

本日は、皆様の活発な御議論をよろしく申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

【事務局（岩井）】 ありがとうございます。

本日、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理事業部長の吉口進朗様においでいただいておりますので、挨拶いただきたいと思います。お願いいたします。

【JESCO（吉口 PCB 処理事業部長）】 お世話になっております。JESCO 本社で PCB 処理事業部長をしております吉口でございます。

松田委員長を始め委員の皆様、豊田市、東海 4 県の関係自治体の皆様、環境省、関係者の皆様におかれましては、日ごろより豊田 PCB 処理事業所における PCB 廃棄物処理事業の推進につきまして御理解・御協力をいただきまして、改めて御礼申し上げます。

まずこの機会に、当社の役員の選任について御報告させていただきます。

PCB 処理事業担当の前取締役の由田が 9 月 5 日付で退任をいたしまして、11 月 1 日付で新任の取締役としまして小川が着任をしております。本日は失礼をさせていただいておりますが、新取締役の小川とともに PCB 廃棄物の処理促進に臨んでまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は豊田 PCB 廃棄物処理事業の状況報告といたしまして、処理の進捗状況と今後の処理見通しを中心に御報告、御説明申し上げます。豊田事業エリアのトランス類、コンデンサー類等の処理期間は 33 年度末まで、計画的処理完了期限は 34 年度末とされております。トランス類、コンデンサーともにおおむね順調に処理が進んでいるところでございますが、最新の処理実績を御報告いたします。

また、現在東海 4 県の関係自治体の皆様に PCB 廃棄物の掘り起こしをお進めいただ

いており、これと連動いたしまして、私ども JESCO においても掘り起こしに御協力させていただくとともに、掘り起こされた未登録の機器の登録促進、登録された機器の処理委託契約の手續推進など、総ざらえの対応を進めております。

処理実績や掘り起こしの処理状況等を踏まえ、東海 4 県内の PCB 廃棄物の長期処理計画の見直しを行いましたので、あわせて御説明をいたします。

長期処理計画に示す期限内処理達成の前提となりますのは、安全・安定した操業であることから、当社はトラブルの発生・再発防止、未然防止に継続的に取り組んできたところでございます。今年度これまでのところ、PCB を含まない液漏れ、油漏れが若干数生じてございます。昨日、バルブの開閉などに用いる圧縮空気を製造します空気圧縮機、コンプレッサー機のコンプレッサー油が床面に漏れる事案が発生をいたしました。設備の適切な管理と保全に注力してきたところでございますが、御心配をおかけし申しわけございません。本日は、事案の概略と対応状況を御報告申し上げます。

JESCO といたしましては、一日でも早く処理が進むよう、安全・安定な操業の確保と、処理対象機器の総ざらえの対応の両面において、関係者の皆様の御理解と御指導のもと、さらなる努力をしてまいる所存でございます。本日の御審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（岩井）】 ありがとうございます。

それでは、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

机の上に A 4 サイズの会議次第、委員名簿、席次表が 1 枚ずつありまして、資料は 1～5 を配付させていただいております。

皆様いま一度確認いただきまして、資料等不備がございましたら事務局に申し出ていただきたいと思っております。

次に、委員の皆様のみとなりますが、その他資料としまして、前回の「平成 29 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会議事録」をつけさせていただいております。

続きまして次第の 2、「委員紹介」ですが、大変恐縮ではありますが、時間の都合もありますので、今回、新たに 6 名の方が委員になられましたので、紹介させていただき、継続の委員の皆様は、お配りした席次表または委員名簿をもって紹介にかえさせていただきます。

地元自治区代表の A 様。

【A 委員】 よろしく申し上げます。過去、平成 19 年から 23 年まで 4 年間、委員長

と副委員長と一緒にやりまして、初めにやってまた最後が私に回ってきましたけれども、またよろしくをお願いします。

【事務局（岩井）】 B 様。

【B 委員】 日ごろの運営については安心しておりますけれども、今後、クロージングがあるということを知っておりますので、クロージングに向けてまたいろいろお聞かせいただけることもあるかと思っております。ぜひ安心・安全に留意いただきますようよろしくをお願いいたします。

【事務局（岩井）】 C 様。

【C 委員】 よろしくをお願いします。

【事務局（岩井）】 D 様。

D 様につきましては、本日、所用のため欠席の連絡を受けております。

E 様。

【E 委員】 よろしくをお願いいたします。わからないことも多いので、また教えていただきたいと思っております。

【事務局（岩井）】 F 様。

【F 委員】 F でございます。よろしくをお願いします。

【事務局（岩井）】 以上の6名です。どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、本日は D 委員が欠席されていますが、豊田市 PCB 処理安全監視委員会設置要綱第 6 条第 2 項に基づきまして、半数以上の委員の出席がありますので、この会議が成立したことを報告いたします。

続きまして次第の 3、「委員長及び副委員長の選出」に移ります。

当委員会の委員長の選出につきましては、要綱第 5 条第 1 項により、委員の互選によることとなっております。

互選は、推薦でお願いしたいと思っております。

どなたか推薦はございませんか。

【G 委員】 発言よろしいですか。

私のほうから H 委員を委員長に推薦させていただきたいと思っております。

H 委員は、この委員会の設置当初からの委員であり、また廃棄物処理、あるいはこの PCB 処理に対しても非常に深い見識をお持ちの方でございますので、ぜひ H 委員に委員長をお願いしたいと思っております。皆さんいかがでしょうか。

【事務局（岩井）】 ただいま G 委員から、H 委員を委員長にとの推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

それでは、御承認いただける方は拍手をお願いいたします。

（拍 手）

ありがとうございます。満場一致により、委員長をH様に決定させていただきます。

H 委員、隣の委員長席へ御移動をお願いいたします。

（H 委員 委員長席へ移動）

続きまして、副委員長の指名に移ります。

要綱第 5 条第 3 項に基づきまして、委員長が指名することになっておりますので、委員長から御指名をお願いいたします。

【委員長】 それでは、大変僭越でございますけれども、私のほうから副委員長を指名させていただきたいと思います。

この委員会は、市民参加によります PCB 処理事業の監視の意味合いが大変強いと思いますので、周辺自治区代表の委員の方から指名をさせていただくのが最もよろしいかと思っております。

これまでこの委員会の委員を長年継続して務めていただいておりますので、大変知識や経験が豊富な I 委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでございましょうか。

（異議なし）（拍手）

【事務局（岩井）】 ただいま委員長から I 委員の御指名がございましたので、副委員長は I 委員にお願いしたいと思っております。

それでは、プレートをお願いいたします。

（I 委員の前に副委員長のプレートを設置）

ありがとうございました。

それでは、代表しまして委員長から御挨拶をいただきたいと思っております。

【委員長】 ただいま大変重い役を拝命いたしました。どうぞよろしくをお願いいたします。

先ほどから環境部の田口部長様始め関係の皆様から御説明がありましたように、高濃度 PCB の処理につきましては、最終段階の大詰めを迎えようとしているところでございます。今後、ますますこの最後の着陸地点に向けて豊田市民の皆様の安心・安全を確保するために、関係の皆様、委員の皆様、全員で豊田市の安心・安全を担保する

ための努力をしてみたいと思います。皆様方の御協力を今後ともどうぞよろしく
お願いいたします。

【事務局（岩井）】 ありがとうございます。

それでは、これより議事に移りますので、ただいま以降の撮影は御遠慮いただきま
すようお願いいたします。

また、傍聴人の方に申し上げます。

事前にお渡ししました傍聴人心得を守っていただき、静粛に傍聴していただきます
ようお願いいたします。

議事進行につきましては、要綱第5条第2項の規定により、委員長が務めることに
なっておりますので、進行をお願いしたいと思います。

委員長、お願いいたします。

【委員長】 それでは、早速でございますが、議題に移りたいと思います。

議題(1)「豊田 PCB 廃棄物処理施設の操業状況報告について」ということで、JESCO
から御説明をお願いいたします。

【JESCO（石垣所長）】 皆さんこんにちは。JESCO 豊田 PCB 処理事業所の石垣でご
ざいます。私のほうから資料1に従いまして御説明をさせていただきます。

それでは、まず1ページ目をごらんください。この豊田 PCB 処理事業所での処理の
実績の一覧表になっております。操業自体は、ここ数年、大変順調な操業が続いてお
りまして、年間の計画を上回る実績を上げているという状況でございます。

まず、平成29年度月別の処理量が記載してございます。今年度1年間は、6月に
12日間定期点検を実施しております。それから11月24日から12月末まで、現在、
秋の定期点検ということで操業を停止しておるという状況でございます。そういった
状況から、6月並びに11月の処理実績が数字的には少なくなっておりますが、年間
を通しては、大変順調な操業が続いているという状況でございます。

下の注釈にございますとおり、これはこの豊田事業所で処理が行われた実績という
ことでございますので、地域間移動によって大阪事業エリアから搬入されたPPコン
デンサーについても処理実績ということでこの一覧表には記載させていただいており
ます。

種別では、トランスについても、大型トランス、これは大分処理残数が少なくなっ
てきたということで、実績は少なくなりつつありますけれども、おおむねトランス全

体としては計画どおりに進んでおるという状況でございます。

それからコンデンサーについても、平成 28 年度延べで 7,320 台の処理、それから今年度も、まだ 12 月段階ということでございますけれども、6,400 台近くの処理実績が上がっております。こういった中で、安全第一での操業の促進という意味で、しっかり処理を進めていきたいと考えております。

それから、1 枚めくっていただきまして、2 ページ目に入らせていただきます。この 2 ページ目は、東海 4 県、それから豊田市、それぞれの自治体ごとに、どれぐらい進捗しているかという一覧表を記載したものでございます。先ほどの 1 ページ目とは異なって、地域間移動によって豊田事業エリア内に存在する廃棄物でほかの事業所で処理をしていただいておりますもの、具体的には、JR 東海の車載型トランス、これにつきましては、東京、大阪並びに北九州での処理もしていただいておりますという状況でございます。それからコンデンサーのうち、電氣的にショートしてしまって素子が炭化したもの、これについては大阪事業所での処理を進めていただいております。こういった豊田エリア内において豊田事業所では処理はしていないものの、オールジャパンで処理の進んでいる数字ということで、この一覧表を記載させていただいております。

それから、今回は 3 ページ目に参考ということで、同じ表を載せさせていただいております。この参考は、前回、7 月に開催いたしましたこの監視委員会で御提示をさせていただいた資料をそのまま載せさせていただいております。これを比較していただければ、その後の進捗状況が確認できるだろうということで、参考として載せさせていただいております。

まず表 - 2 でございますけれども、事業場数、3 ページの前回の数字が、トータルで 9,960 事業場であったものが、今回の資料では 1 万 376 事業場ということで、JESCO に御登録をいただいております事業場の数がふえております。おおむね 400 事業場以上ふえておるということでございます。これは、今、各自治体で推進いただいております掘り起こし調査等々の成果によって、登録の事業場数がふえてきておる。あるいは例えば使用中のものを廃棄物として新たに JESCO に登録いただいたもの。こういったもので全体として登録の事業場数がふえているという状況でございます。

それから、処理の登録としての種別ごとの登録台数でございます。小型トランスのみ 6 台減っているという状況にあります。これは、もともと小型トランスとして御登録をいただいていたものが、例えば現場で確認をしたところ実はコンデンサーであっ

たというようなものもございます。あるいは、分析した結果、高濃度の PCB 油ではなくて低濃度であったというような事例というのもございます。こういったことから、小型トランスについては登録台数が減っているという状況でございますが、それ以外、大型トランスと車載トランスの数字は変わっておりません。それ以外は登録台数がふえているということで、これらふえた数字については、調査を進める中での実績ということかなというふうに考えておるところでございます。

特に一番右の欄の保管容器が、2,114 台が 2,860 台ということで、750 台近く登録台数がふえております。これは、この豊田エリア内にあります蛍光灯用安定器等、小型電気機器になりますけれども、これは北九州事業所で処理をするということで、北九州での処理が進捗したことによって、その PCB 廃棄物の入っていた容器が空容器として登録されたものが非常に増えたということの結果でございます。

それから、表 - 3 が中間処理済み台数ということで、この東海 4 県内の処理が終わった台数を記載させていただいております。

それで表 - 4 が、全体の進捗率ということになります。先ほど御説明申し上げましたとおり、保管容器については、登録台数がかなりふえたということから、進捗率としては 51.4%から 48.5%ということで落ちておりますが、処理自体は順調に進んでおるとい状況でございます。

それ以外の進捗率については、新たな登録をいただく中で、進捗率も数字が前回を上回った結果になっておるといことで、ここでも処理が順調に進んでいるということをお確認いただけるかと思ます。

それから 4 ページ、5 ページになります。これは、先ほど一覧表に記載した数字をグラフ化させていただいたものになります。おおむねトランス類で 85.8%、コンデンサーで 80%を超える処理の実績ということで、進捗をお確認いただければというふうに思ます。

それから 6 ページになります。東海 4 県内の PCB 廃棄物の長期処理計画でございます。一覧表では 7 ページ、ここに全体の今後の処理見込みということで記載をさせていただいております。ちょうど真ん中のところ、平成 29 年度当初の処理量予測、ここに今後処理すべき全体量を記載させていただいております。

まず大型トランスにつきましては 48 台、これは全て JESCO に御登録をいただいておりますという台数でございます。

小型トランスにつきましては、JESCO に御登録をいただいているのが 93 台、それから特措法に届け出があって JESCO にまだ御登録をいただけていない台数が 193 台、それから電気事業法での届け出で JESCO に未登録のものが 10 台、それと今後掘り起こし調査を行った際にどれぐらいの台数が出てくるかというその見込量、これを 30 台と設定しております。トータルで小型トランスとしては 326 台の処理を今後実施する必要があるだろう。

車載トランスにつきましては、これは JR 東海のお持ちの車載トランスでございますので、この数字についてはもう 260 台ということで確定ということでございます。

それからコンデンサーでございます。健全品コンデンサー 8,313 台、トータルで先ほどの小型トランスのとおりそれぞれの内訳のもの、並びに掘り起こし見込量として 800 台、これを加えたものとして 8,300 台の処理の予測ということになります。

それからその下、健全品の炭化品でございます。これは東海 4 県内にあるものの大阪事業所で処理するもの 421 台ということでの予定ということになります。

そのほか、処理手間物、それから PP コンデンサー、小型電気機器につきましても、同様に見込みの数字を記載させていただいております。

それからその下、PCB 油、それから保管容器についても、処理見込みの数字を記載させていただいております。

それから一番下、安定器・汚染物等ということで、これは北九州事業所でのプラズマ処理を行うもの見込量ということでございます。トータルで 1,390 トンを今後の処理として見込んでおります。

一番右の欄に処理計画と記載してございます。それぞれの処理すべき台数を、年間の処理見込数で期限内に終わるかどうかという形での一覧表にとりまとめたものでございます。計画的処理完了期限であります平成 34 年度末までには処理が終わるだろうという見込みでございます。ただし、今後保管事業者と調整の上、なるべく早期に我々に処理を委託していただく必要があるということで、そこのところにも非常に注力をしていきたいと考えておるところでございます。

それから 8 ページ、9 ページ、これは、先ほどの一覧表をグラフ化したものでございます。平成 34 年度末までには処理が終わることができようという形での記載をしてございます。

それから、最後のページになります。3 番で計装空気用コンプレッサー B 号機から

のコンプレッサー油漏れということで、資料を急遽添付させていただいております。

これは、昨日我々の施設内7階にありますコンプレッサー室というところで、計装空気用のコンプレッサーから油が漏れるという事象が発生しておりますので、その状況をまず御報告をさせていただきたいと思っております。

このコンプレッサーの油は、潤滑及び冷却用に用いる油でございます、これが床面に漏れたという状況でございます。漏れた量は数十リットル程度ということでございます。その中に残っている油がどれくらいあるかということもちょっと計算ができていないということで、現在のところおおむね数十リットルということで推定をしております。

この計装空気用コンプレッサーは、PCB を処理する装置を動かすための圧縮空気を製造する空気圧縮機というものでございます。具体的には、バルブの開閉などにこの圧縮空気を使う。そのための空気を送り込むための機械でございます。機器自体は、下に添付しております写真をごらんいただければと思います。

このコンプレッサーの置いてあるエリアは、PCB 非管理エリアということでございまして、PCB を扱うエリアではございません。したがって、こぼれたコンプレッサー油につきまして、PCB は含まれていないはずということではあるものの、念のため急遽この油の分析も行っております。これによって、PCB の濃度については定量加減値未満ということで、含まれていないということの確認を行っております。

また、漏れた油については、吸着材等で速やかに回収をしたという状況でございます。

原因調査でございます。昨日の事例でございますので、実はきょうから調査開始ということでございます。今後、原因究明並びに再発防止策を立案して、至急にとりまとめを行いまして、豊田市には御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それから3番目、報告ということでございます。昨日発生しておりますが、豊田市の廃棄物対策課、並びに豊田市消防本部の予防課に御報告をさせていただいて、当日に立入調査を受けておるという状況でございます。

資料1につきましては以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告、御説明につきまして、皆様の方から何かお気づきの

点、御質問等ございますでしょうか。

皆様から御意見が出る前に、事務局に確認ですけれども、ただいまの御報告の中で、立入調査の結果についてお願いいたします。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 昨日、昼一番から現場を確認させていただきまして、機械の中に入っていた油が漏れたという状況を確認しておりまして、影響がなかったことも確認しておりますし、もともと PCB を扱ってないエリアだということも、当初の計画の図面で確認をしており、問題ないという判断をしております。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

豊田市消防本部の立入調査でも、何かお気づきの点はございましたでしょうか。

【豊田市消防本部（松井予防課長）】 消防本部予防課の松井と申します。

昨日、13時20分ごろに消防本部に電話連絡がありましたので、その後、職員2名派遣しまして立ち入りしました。

7階のコンプレッサー室のところで漏れがありましたけれども、それ以外のところに漏れが発生するようなことはありませんでしたし、吸着材等で回収しておりましたので、問題はありませんでした。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。皆様のほうで何かお気づきの点はありますか。

どうぞ。

【J 委員】 7ページの長期処理計画、これは見通しですね。だから多分、これから掘り起こしが起こると、一応予測は立てているけれども、それが出てくるたびに少しずつ修正を加えないといけないものだと思います。

ちょっと気になっているのが、この小型トランス、量は少ないですけども、最終年度の34年度まで数字が入っているというのが、ちょっとこれは気になるところで、もしこの予想を超えたときに、果たして、終わるようにするためのものなので、ちょっとそここのところの見通しというのはどうなんでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】 これから掘り起こし調査も含めて台数を確定していくんですが、実は、数字的に横に並べますとこういうふうになるんですけども、その上の大型トランスをちょっとごらんいただければと思います。平成31年度に大型トラン

スの処理が終わるという形になっております。したがって、それ以降仮に小型トランスが搬入された場合、その大型トランスの処理ラインがあくこととなりますので、そちらのほうでも実際には処理が可能になるというふうに我々としては考えております。そういう意味では、さらにこの表の数字を促進する策としては可能だろうというふうに考えておりますので、そういった中でしっかり処理をやっていきたいというふうに考えております。

【B 委員】 質問いいでしょうか。

先ほどの説明の中で、2ページと3ページを比較されて、事業場数が400ほどふえたという話がございました。この400というのが出てくることについてはいいことだと思いますが、この400の中に新しいジャンルとか、今まで想定してないようなジャンルの業種のところというのはありましたが。

【JESCO（橋本営業課長）】 事業場数は、単純に差し引きしてもらったところが新しくふえたものと御理解いただければと思います。既に登録されている方がまた新たに見つかったということで登録された場合は、事業場数にはカウントいたしませんので、この差分の400が実際に新しく見つかった業者ということで御理解いただきたいと思います。

【JESCO（石垣所長）】 今おっしゃられたような、特にこういった業種の方が特筆して新たに見つかったというようなことではなくて、コンデンサーということであればやはり工場を運営されている方々が中心になるんですけれども、そういった情報を御存じなかった方、あるいは御存じであっても御登録をいただいていた方がございますので、そういったところを一件一件交渉しながらどんどん御登録いただいて処理を進めるということで進めてきているという状況でございます。

【B 委員】 ここでまだ4%もふえるというのは、ちょっと異常なように感じたのでお尋ねしました。ありがとうございました。

【JESCO（橋本営業課長）】 業種的には、中小企業者の方で製造業とか高圧の電気を使われるような形で事業をやっている方が、やはりなかなか周知が行き届いてなかったということで、今回、強化していますので、その辺でやっぱり処理をしなければならぬということで、行政の掘り起こしも含めて、その成果ということで登録数がふえてきたというような状況に至っているということでございます。

【委員長】 そのほかよろしいでしょうか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 ちょっと確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

7ページの長期処理計画につきましては、前提として計画的に出た場合はこの期間内ということですが、逆に言いますと、今、4県7市の方が来ておりますけれども、そこがそれぞれ役割分担をして、例えば平成30年度でいきますと、それぞれ幾つか持っております大型トランスを13台出して、31年度は22台出せるという場合にはこの計画どおりいきますけれども、そうでない場合、これまでたくさんある中でやりやすいところからやれておったものが、今後、なかなか難しい相手の方も多々出てくるとなると、逆にそれぞれの地域にあと幾つやるべきものがある、その辺をこのような形の計画に落としした場合、それぞれの地区がどれぐらい出してほしいという、逆にJESCOからの要望的な数字、例えばどこかが遅くなった場合、ほかのところがかバーして数をたくさん多く出していくということでこの期間までにやりきっていくというような資料みたいなものが、できるのであればそういうものを見せていただくと、私たちもあとどれだけやらなければならないということがわかるかなと思うんですが、いかがでございましょうか。

【委員長】 ただいま事務局がおっしゃったとおりだと思います。皆さんも多分、同じ思いかと思しますので、ぜひよろしく願いいたします。

【JESCO（石垣所長）】 承知いたしました。きょうの表につきましては、トータルでということでの一覧表を作成しておりますので、今後、各県市ごとの状況がどうなっているかというような、わかりやすい資料をちょっと考えて、次回には御提示をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【委員長】 よろしく願いします。

先ほどJ委員が御質問されたところに関連しますが、この年間計画の台数は、過去の稼働率の観点からも十分無理のない範囲で、余力のある台数として上げていらっしゃるということよろしいですか。

【JESCO（石垣所長）】 はい、そうでございます。

【委員長】 ということは、掘り起こしに変動があって増加した場合にも、十分吸収ができるということと考えてもよろしいですか。

【JESCO（石垣所長）】 現在、この一覧表にありますとおり、小型トランスは、見た感じではぎりぎりまでというような数字になっておりますけれども、ほかのライン

も活用するような形での余裕というのは持っておりますので、その中での対応は可能だろうというふうを考えておるところでございます。

【委員長】 そのような楽観的な見通しを持っていらっしゃると思いますが、保管者にはまだ4年も猶予があるんだということもあります。その辺について、きょうは関係市町の担当の皆様も出てきていただいておりますが、そんなに余力があるわけではないと思っていただかないと、計画通り先には進まないと思います。きょうご出席いただいている皆様、よろしくお願いいたします。

そのほかよろしいですか。はい、どうぞ。

【J 委員】 計画では北九州が早く終わりますね。そうすると、今まで北九州にお願いしていた部分があって、それでもってこの計画が立てられていますが、北九州が終わってしまってから北九州でしか処理できないようなものが出てきたとき、どういう対応をされますか。

【JESCO（石垣所長）】 終わった後ということですね。そこは、先ほどの7ページの一覧表でございます。1の車載トランスも今、処理していただいておりますが、これは終われるだろう。一番下の安定器・汚染物等でございますけれども、これが今、全面的に北九州での処理をお願いしておりますところでございます。同様に北九州の期限も決まっておりますので、その北九州での処理が終わる計画ということで現在、この数字は御提示をさせていただいております。同様に、掘り起こし調査等々でその期限を超えて新たに見つかるとか、残らないような形での計画を進めているという状況でございます。

【委員長】 そのほかよろしいでしょうか。

では、また何かございましたらもう一度戻ってお尋ねするというので、先に進めさせていただきます。

続きまして、議題（2）「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」、事務局のほうからお願いします。

【豊田市環境部(中野廃棄物対策課長)】 豊田市廃棄物対策課長の中野でございます。私のほうから、PCB 処理事業における豊田市の対応につきまして説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2をごらんください。前回の7月の監視委員会以後、豊田 PCB 処理事業所へ6回の立入検査を行いました。詳細につきましては、下にありますとおり、

行政検査が2回、それから10月に施設運転状況の確認、11月に定期点検実施前の状況の確認をさせていただき、定期点検実施状況の確認を行っております。それから12月にも同じように定期点検実施状況の確認を行っております。特に11月におきましては、作業に入られる前、朝礼時の状況につきましても確認をさせていただきまして、入念な打合せをされた上で作業を行っていただけることを確認しております。

その立ち入りの状況につきましては、4ページをごらんいただきますと、それぞれの伺わせていただいたときの状況につきまして、代表的な写真を付けさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

2ページをごらんください。今年度の環境モニタリング調査につきまして中間報告をさせていただきます。

モニタリング地点及び時期につきましては、大気につきましては、山之手小学校、南部大気測定局、小原支所、年に2回ということで行っております。

それから水質につきましては、逢妻男川の処理施設直下のところと、一番南のほうにあります雲目橋というところでやっております。

それから川の底質につきまして、逢妻男川、これは水質と同じところで土の状況についても調査をさせていただいております。

土壌につきましては、山之手小学校で夏に行いました。

この部分につきましては、前回、K委員から御質問のあった件につきまして調べてまいりましたので、報告をさせていただきます。

なぜ山之手小学校で調査をしているかということでございますけれども、豊田市の気象統計によりますと、年間を通じまして北西の風が一番多いことから、影響を受ける可能性が高いJESCOの南東側で候補地を検討いたしました。処理施設の設置の前に行いました環境アセスメントの結果で、最悪の大気中にPCBが拡散したというふうに想定した場合、PCBがちょうど進行する距離的な位置あたりのところで南東の部分で検討した結果、また今後も比較調査をしていく必要があるということで、この中で山之手小学校のほうでは大気の調査をずっと続けておって、小学校ですので今後も調査が続けていけるだろうということで、トータル的な判断のもと、こちらの山之手小学校で土壌についても調査をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、調査結果につきまして御報告させていただきます。3ページをごらんく

ださい。

平成 29 年度の夏季調査の結果といたしまして、平成 14 年から環境省が実施しております全国調査結果の範囲内でありまして、施設稼働に伴う異常は認められておりませんでした。

7 月のときに報告をさせていただきました逢妻男川雲目橋の総 PCB 量が過去の調査結果をかなり大きく上まわる数字であったことにつきまして、その原因調査も含め、今回、2 カ所だったものを 4 カ所行わせていただきまして、この下にありますように、河川水質というところで四角く囲った 6 番、7 番を追加させていただきましたけれども、これは全てほかのところと同じく、これまでと同じように低い数字でありましたので、この 28 年の冬に行った数字が、これ一つだけが高いというのはちょっとわかりませんでした。ただ、今後、このような案件があった場合には、そこの水が濁っておっても、何らかの形で確実に確認をとっていく体制をとってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上が、豊田市の対応についての御報告になります。よろしくお願ひいたします。

【委員長】 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、皆様のほうから何か御意見、御質問はありますでしょうか。

【L 委員】 昨年の報告で河川の数値が高かった件は、2 カ所追加いただいて測定いただきましてありがとうございます。今後も、イレギュラーなことが起きたときには、こういう形で追加もしくは同じ場所での時間を分けた再測定等で、再度御確認いただけるように、ぜひよろしくお願ひいたします。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 承知いたしました。

【委員長】 そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

【M 委員】 調査結果の数字で大気ですけれども、平成 29 年夏季ですが、範囲内には入っていますけれども、冬季と比べるとかなり大きな数字になっていますが、これは冬季と夏季でこういう結果に影響が出るような要因というのは何か考えられるのでしょうか。

【委員長】 いかがでしょうか。どうぞ。

【事務局（岩井）】 ただいまの質問ですが、確かに平成 29 年夏季の 590 という数字は 28 年の冬よりも高いですが、傾向を見てみますと、夏のほうが若干高くなると

いう傾向があります。ただ、全国の調査結果と比べるとかなり下限値にありますので、こちらのほうに表でまとめさせていただいております。

今回は中間報告ということでこのような表だけにさせていただきましたが、来年度の第1回には、本年度やった夏と冬の比較のグラフと一緒に、視覚的にわかりやすいようにグラフ化いたしますので、よろしくをお願いします。

【委員長】 今の御質問の意図は、夏と冬で違いがあるけれども、それはどうして全般的に夏が多くて冬が低いのかということなんですが、何か原因とか理由はありますか。

【事務局（岩井）】 こちらで今すぐ原因はこれだというのが断定できなくて申しわけありませんが、統計的にはこういうふうになっております。

【委員長】 結果は結果なんですが、その辺のところの理由は。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 この部分につきましても、専門の方になぜこういう事象が起こるのか、なぜ夏が高く冬が低いのかということの原因につきましては確認をいたしまして、次回の委員会で報告をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員長】 単純に考えれば、夏のほうが気温が高いので揮発性のものは大気中に上がっていくんじゃないかなと思うのですが。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 その辺も確認をとっておきますので、よろしくお願ひします。

【委員長】 そのほかはよろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

続きまして、議題（3）「PCB 廃棄物の処理の経緯及び平成 28 年度法改正について」ということで、環境省から説明をお願いします。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（今井課長補佐）】 皆さんこんにちは。環境省の廃棄物規制課の今井と申します。どうぞよろしくお願いします。

私のほうから、資料3として一綴りの形で資料をお配りさせていただいております。途中までカラーで上下の資料が続いておりまして、真ん中あたりにその他資料1として1枚ありまして、その次にその他資料2となっております。

本日から新任の委員の方々もおられるということも踏まえまして、あと前回のこちらの会議での御指摘を踏まえまして、大変恐縮ながら、基本的なところを、既に過去か

らやっていたいでいる方々からすると、もう聞いたことあるという話もあるかもしれませんが、基本的なところから少し説明をしまして、もう既に最初の議題でも話題となっておりますが、掘り起こし調査と我々勝手に申し上げているもの、これは今、全国で一生懸命やっていたいでいるものでございますが、こういったものをどういう形でやらなければならないか、またどういう形でやらせていただいているのか、昨年の法改正もございますので、そのあたりと絡めて御説明をさせていただければと思っておりますのでございます。

こちらの資料は、PCB 廃棄物を持っていらっしゃる事業者さん向けに全国で説明をさせていただいている資料をベースに準備をさせていただいているものでございます。

おめぐりいただいて3ページ目のところに、PCB の経緯というものがございます。これはもう既に何度か聞かれたという方もいらっしゃると思うところ、大変恐縮ですが、再度少しおさらいの意味で簡単に御説明をさせていただきます。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）という物質でございますが、製造が開始されたのは昭和 20 年代、そして実際に毒性が明らかになりまして製造が中止されたのが昭和 40 年代と、こういったもので、この間、国内でも製造され、いろいろ製品に使われたというものでございますが、昭和 47 年に製造は中止されたものの、それから 30 年間、民間主導で処理施設をつくらうという試みがずっと行われたんですが、結局、1カ所も施設が建つことがなかったということでございます。その間、結局ずっと事業者の方々に保管をさせていただいています。今、そういう方々のことを保管事業者というふうにお呼びしておりますが、そういう形でずっとお持ちいただくというような状況になっていた。また、これはこういうこともあるのかということなんですが、この時代からつくられたものがずっとまだ使われていると、実際に電気につながって建物の中で使われていると、こういう例もまだ多くあるものでございまして、まだまだ世の中にたくさん存在するという状況にあります。

その後、平成 13 年に PCB 特別措置法という法律ができて、当初の処理期限は平成 28 年 7 月までにこの PCB 廃棄物を処理していくということで法律が定められました。

処理施設の整備につきましては、環境事業団、これが JESCO の前身でございますけれども、この組織を使いまして、環境省のほうで主導して処理施設の整備を進めるということになったということでございます。

その下の4ページ目でございますが、全国5カ所に処理施設を順次つくらせていただいでいて、一番最初が平成16年にJESCOの北九州事業所で、こちらの豊田事業所につきましては、それに続きまして平成17年に操業を開始させていただいたという状況でございます。

変圧器・コンデンサー等、「等」といいますのはPCBの油そのものなどを含んでおりますが、こうしたものにつきましては全国5カ所で処理を進めておりまして、安定器や汚染物、汚泥とかウエス、布類ですね、そういうものにつきましては処理の方法が異なりますので、別の施設で処理をするということになっておりまして、その施設が稼働し始めたのが、北九州と室蘭でそれぞれ平成21年と平成25年ということでございます。そういう形で全国で処理を進めさせていただいております。

その下ですね、順次経緯がございまして、このあたりは御承知のとおりかもしれませんが、平成24年に全体の期限を10年延長させていただくとともに、平成26年にこの処理施設の処理を対象としているエリアごとに処理の期限を決めさせていただいた。これが計画的処理完了期限、これまでに処理を終えていくという期限を、地元とのお約束で決めさせていただいたということでございます。

その期限の遵守を確実なものにすると、必ずこの期限を守るということのために、平成28年、昨年に法改正をさせていただいたということでございます。

5ページ目は、こういうものがございまして。これは一般的なものでございますが、JESCOで処理をしておりますのはこの左側の高濃度PCB廃棄物でございますが、高圧トランス、高圧コンデンサー、こういったものとかが蛍光灯安定器、こういったものを処理させていただいている。こちらの豊田事業所のほうでは、一番上の高圧変圧器・コンデンサー等、こういったものを処理させていただいているというところがございます。

進捗状況のところは、先ほどJESCOのほうからも詳細な御説明がありましたので、飛ばさせていただきます。次に7ページ目を御説明させていただきますが、ここで14ページの図をごらんください。期限内の処理完了に向けて必要なステップと28年改正事項とあります。平成28年に法改正をさせていただいて、そのときに我々が考えた頭の中身と申しますか、一体期限までにきちんとJESCOで処理が終わるということはどういうことかというのを、3つ分割して考えたということでございます。その3つ分割したことにそれぞれ応じて必要な対応策をとったということでございます。

青いところ、①でございますが、これは当たり前の話ではございますが、高濃度 PCB 廃棄物と、まだ使用されているような使用製品が全て掘り起こされまして、世の中にあるものが全て把握をされるということでございます。まずこれが1つ最初のステップ。

2つ目のステップですが、まだ使われているような使用製品、これが全て使用を終了する。これは使用を終了するということは自動的に廃棄物になるということでございますが、そういう形で廃棄物として出てくるということでございます。

3番目、そういった形で自治体のほうに届け出をなされました全ての高濃度 PCB 廃棄物、これは今の段階ではまだ使用されているものも廃止をされて廃棄物になってということでございますが、これが全て JESCO に処分委託され、その後、速やかに JESCO に搬入をされて処理をされる。

ある意味当たり前でございますが、把握をして、廃止をして、その全てがきちんと委託をされて JESCO に持ってきていただけると、こういうことが必要であるということでございます。

このステップは、もう平成 17 年以降、こちらでも処理が進んでおりますので、大きいところは皆さん御承知で、かなり進んでいるところでありましたが、全ての事業者にこういうことをやっていただいて、法律上の義務を果たしていただくということが必要になったところでございまして、まさにそういう形で、こういう言い方をすると少し誤解を招くかもしれませんが、大きいところはある程度皆さん御理解をいただいているということは前提の上で、世の中のこの PCB を持つ全ての方々にこの問題を承知いただいて、処理に御協力をいただく、これをやっていくのが掘り起こし調査だということを申し上げたいと思っております。

戻りまして、具体の取り組みでございます。7ページ目でございます。昨年の法改正の検討の段階において、やはり自治体のほうにこういう PCB 廃棄物を持っていますと届け出をしていただいてないものがまだあると。これは全てを把握できてないという状況にある。また使用されているものについてもまだ把握できてないものがあるということが指摘をされたというところでございます。

こういう形での掘り起こし調査というのを着実に実行できるようにするために、法律の改正をさせていただいたということでございます。閣議決定をしました政府の計画の中で、自治体のほうで掘り起こし調査の終了目標期日を策定して、必要な場合の

立入検査、実際に本当に出していただけない場合には立ち入りしてやるところまで明記する等の変更を行わせていただいたところでございます。

加えて、使用中のものにつきましては、高圧の電気を使うところでございますので、電気の安全という観点から、各地の産業保安監督部というところで、これは経済産業省の所管の地方組織でございますが、ここで規制をしております、PCB含有電気工作物という名前をつけておりますが、使用中の機器がまだございます。こういったものにつきましては、電気主任技術者、専門の方が委託されてそれぞれの機器を見ておりますので、こういう方々がその電気室と言われているところにそういう機器があるかないか、PCBがあるかないかということを確認していただく、こういうことを業務として位置づけていただいたところでございます。

環境省でございますが、こういう形で全国でやっていただく掘り起こし調査に関するマニュアルの作成ですとか、本日もこちらにお邪魔させていただいておりますが、地方環境事務所、これは今年からかなり増員を各地させていただいております、PCB専任の職員を置きまして、自治体の方々の支援ですとか、先ほど申し上げた関係機関との連携ですとか、そういうところをさせていただいているところでございます。

この取り組みは、少し北九州のほうで進んでやらせていただいておりますので後で御説明しますが、そういったことですとか、あと問い合わせ窓口の設置ですとか、専門家派遣、あと広報ですね、こういったもので側面支援という形でさせていただいているところでございます。

8ページ目、これは簡単に御説明しますが、掘り起こし調査といったときに、では具体的に何をやるのかということでございますが、基本的に考えておりますのは、こういう機器を持っていそうな事業者のところにアンケートを送りまして、その回収をする。アンケートは、最初は大体平均で返信をしていただけるのは半分ぐらいですね、そういうところを徐々に2回、3回と繰り返しやっていただくとか、電話でその回答をお願いするとか、そういう形で回収率を上げていくと。

この母数ですけれども、先ほど申し上げた電気事業法に基づいて、大きな電気を使うというところは届け出をしています。これは自家用電気工作物設置者というふうに言うておりますが、大きい建物ですとか大きい工場、こういうところの方々に全数に送って返信をお願いするという形でやらせていただいております。最後、どうしても御回答いただけないところには、場合によっては直接職員の方に行っていただいております。

話をするというところも含めてやらせていただくと。

この上で、PCB 廃棄物があるということになれば、これは自治体のほうに届け出をいただくとともに、JESCO のほうにも御登録をいただき、さらには処分委託契約を結んでいただくと。このときには、当然ながら処理料金の御負担というものがございまずし、収集運搬の依頼もやっていただく必要があると。このあたりの御理解を得つつ、最後は契約まで至って処理完了させていくということを順次、個々の事業に向けてやっていくというところをやっているところでございます。

次のページの参考というところで、北九州事業エリアにおける地方環境事務所の取り組みということで書かせていただいております。

冒頭、奥山からも申し上げましたが、変圧器・コンデンサーは、北九州事業エリアの中四国地方よりも西の方々はことし中に委託をしないと法律違反になってしまうと、そういう年でございます。この3月までに必ず処分委託をしていただけるように、今、働きかけをしているところなんです、地方環境事務所を増員いたしまして、かなり自治体と密にやらせていただいているところでございます。そこに書かせていただいておりますが、自治体の皆さんと一緒に、アンケートにきちんと御回答いただけない方のところに直接出向いてお願いをするとか、あと細かいところなんです、ロープウェイみたいな機械とかそういう形で、電気事業法から必ずしも必ずしも届け出対象になってない事業者もいらっしゃるんです、そういうところを個別対応させていただくということを地方環境事務所のほうでやらせていただいております。

それからまた、やはりこういう形で費用もかかるものでございますし、長年の経緯があるところでございますので、なかなか処理に御同意いただけない方というのがいらっしゃるんです。そうした方々に、何とかこの世界全体でこういう PCB をなくしていくことに御協力いただけないかということで、皆さんもやっていただいている中でお願いしますということをお一つお願いしているところでございます。

使用中の機器をお持ちの方々は、これは産業保安監督部のほうが基本的には規制をしておりますが、こういう方々にもきちんと御理解を得てやっていただく必要がありますので、一緒に立ち入り等に同行させていただくとともに、その後廃棄物になれば自治体のほうが規制することになりますので、そのあたりのつなぎを地方環境事務所のほうでやらせていただいております。

あと、なかなか昔の話でございますので、昔持っていた方がもう既に持ち主が変わ

っているとか、そういういろんな状況の変化がございます。こういうリストの照合ですとかそういったものも、環境省のほうでいろいろやらせていただいて、抜けがないかということをチェックさせていただいています。こういう言い方をすると、もしかすると誤解のある話かもしれませんが、期限後に出てくるものがないように、落ち穂拾いという形で環境省の事務所としてもやらせていただいているというところがございます。

次に改正のところがございます。これは細かいところはいろいろ環境省としてはやらせていただいておりますが、全体像だけさらっと御説明をさせていただきます。

11 ページに表がございます。緑、青、赤と線がございます。ちょっとややこしいですけども、この全体として左上から右下のほうに進んでいくというふうに考えていただければと思います。上の緑と青のところ、これが物は違うけれどもどちらも電気につながってまだ使われているものと思っていただければと思います。高濃度 PCB 使用電気工作物と言っておりますのは、電気事業法で規制されているような変圧器とかコンデンサー、こちらの豊田事業所で処理をされているようなものでございます。当然まだ今使われているものについては緑色の矢印です。

右下を見ていただきますと、計画的処理完了期限という線がございます。これが地元の皆さんとお約束をさせていただいた処理期限というものでございます。法令でその1年前までを処分期間というふうに言っております。これまでに処理が終わるというその期限の1年前が処分期間で、これまでに皆さんに処分委託をしていただくと、JESCO と契約していただいて処理料金をお支払いいただいてやっていただく、これが法律上の義務になっております。

廃棄物はそれでいいんですが、まだ使われているものはどうするかということでございますが、これはこの1年前までにきちんと廃止をしていただいて、廃棄物にしていただく。廃棄物になれば、当然ながら PCB 廃棄物として1年前までに契約をしていただく。そこの縦の線ですね、廃止から矢印が下におりていると思いますが、廃止をすれば廃棄物として1年前までに契約をしていただく、こういう形で、この処分期間までにきちんと JESCO と契約をしていただくということが必要だというふうに考えています。

自治体の皆さんにその届け出をしていただくとか、JESCO のほうにこういう機器がありますよという登録をしていただくとか、そういうのは事前の手続きでございますが、

事業者の義務としては、最終的にやはり契約に至るまでやっていただかないと、本当に処理が進むということになりませんので、そこを法律上の義務にさせていただいています。

では、この処分期間が過ぎて最後の1年になったらどうなるかと申しますと、これは法律違反の状態になりまして、改善命令とか、最悪の場合、行政代執行という形で、強権的な措置を行いまして強制的にPCB廃棄物をJESCOのほうに委託いただくということになります。行政代執行をした場合には、そのかかった費用につきましては、もともとの責任者の保管事業者の方に負担をいただくことになるという形で制度ができております。

これは、もちろんなかなか処理をしていただかない方というのもいらっしゃいますが、もう既に倒産とか破産で保管事業者の方がいなくなっている場合というのも、西日本でもかなり把握されております。こういう方々につきましても、最後は行政代執行して公的機関のほうで確実に処分をいただくようになっているという形で、去年の法改正で措置をさせていただいたところでございます。

ここまで説明をさせていただきまして、次に、ちょっと簡単にその他資料1というところをごらんいただければと思います。

こちらの資料でございますが、第23回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会概要ということで書いてございます。その後ろの紙からは、実はホームページにも公表しておりますこの会議の議事要旨ということで付けさせていただいておりますが、これはことしの10月6日に環境省のほうで主催をしまして有識者の検討会を開かせていただいております、そのときの概要でございます。

ここで細かいところは御説明いたしません、ということが今、議論されているかということをご簡単に御紹介したいと思います。

1の議事のところをごらんいただきますと、(1)、(2)、(3)、(4)という形で議題がございます。

(1)がPCB廃物処理の進捗状況及び今後の課題ということでございます。

1)でPCB廃棄物処理の進捗状況ということでございます。これにつきましては、全国でどういう形で量があるか、どういう形で物が発見をされていて、処理が進んでいるかということのデータの整理でございまして、ちょっと整理に時間がかかっている部分がありますが、このあたりを早期化していくという議論をさせていただいたと

ころでございます。

2)、3)が、こういった掘り起こし調査の関係でございます。

2)でございますが、全国で平均して大体掘り起こし調査、事業者からアンケートをいただいて PCB 廃棄物があるかないか確認いただくというこの調査の進捗が、全国の平均では 65%程度進んでいる。こととして期限が来る北九州の事業対象エリアにつきましては、90%が進んでいるという状況でございます。今は、その残り 10%なり、さらにまだ見えてない方々について最後、詰めをやっているという状況でございます。12 月、この今月中には、この北九州事業エリアにおける全自治体でこれが 100%になるという形で考えているところでございます。

3)でございますが、これは北九州事業対象地域における早期処理に向けた取り組みについてということで、今、地方環境事務所の取り組みというのを御紹介いたしましたが、もちろん地方環境事務所だけが頑張っているわけではございませんで、当然ながら各自治体の方々、それから経済産業省の産業保安監督部、それからさらに言うと JESCO の営業部隊が展開して、いろいろ処理が進むように進めております。最後はやはり契約に至るまでということを見ると、いろんな関係者が出てまいりますので、そこがよく横の連携をして進める必要がありますので、そういう形の取り組みをこの場でも共有をさせていただいて議論をしたというところでございます。

次に(2)につきましては、政府のほうもみずからが事業者として持っているものがございます。環境省もございましたし、これは環境省のほうはもう処理は終了しておりますが、ほかの機関に関してもあるということでございますので、率先実行とっておりますが、そういったものを政府全体で進めている取り組みがございますので、そのご紹介をさせていただいたところでございます。

(3)は、来年になりますと、先ほど申し上げた改善命令ですとか行政代執行ですとか、そういう段階に入っておりますので、それに向けた手続等を環境省のほうから御説明をさせていただいたところでございます。

(4)は、これはちょっと先の話、といってもあと期限がもうかなり見えてきておりますが、JESCO で処理するわけではない低濃度の PCB 廃棄物、これは民間の処理業者の方々に処理をしていただいておりますが、こういったものについての新しい検討を進める部分もございましたので、そういったものの御報告をさせていただいたところでございます。

そういう形で今、この検討委員会でやはり主眼としては、今年期限を迎えます北九州事業エリアの取り組みをどうしていくかということが進んだところでございますが、検討委員会の中で各委員からたくさん御指摘いただいたのは、この取り組みをやはり期限が迫って皆で頑張っって何とかやったというだけではなくて、これをきちんと整理をして、ほかの地域の取り組み、北九州事業エリアよりはまだ比較的時間があるけれども、もう既に期限が見えているこういう地域の取り組みにきちんと生かすように環境省がとりまとめを行うようにということは強く御指摘いただいたところでございます。

まだちょっと走りながらというところでございますので、北九州事業エリアの取り組みをきちんときれいにまとめられている状況にはございませんが、そういったところを意識しながら、環境省としても進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの環境省からの御説明につきまして、皆さんのほうから何か御意見、御質問ございますでしょうか。

きょうは関係の市町の皆様方にもおいでいただいておりますので、そちらのほうからの御質問等にもお答えいただけますか。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（今井課長補佐）】 もちろんです。

【委員長】 もしよろしければ、きょう来ていただいております関係市町の皆様のほうからも何かございましたら、環境省に意見をぶつけていただければと思いますが、いかがでしょうか。

なかなか言い出しにくいかもしれませんが、豊田市から何か、御質問等ありませんか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 今お話がありましたように、この後に続いて終わっていくところにつきまして、全体が進んでいくように、国からいろいろ御指導いただけるということですから、それぞれの地域で確実にやれるように、またいろんなことをお問い合わせさせていただいた際にはよろしく願います。

【委員長】 そうですね。

はい、どうぞ。

【L 委員】 実際に掘り起こしをしておる事業者の立場からお願いしたいと思います。

先ほど御説明がございましたように、電気工作物という形で経済産業省のほうに届け出しているものに関しましては、そういう届け出データがありますので、当然、社内でもどこに何が置いてあるというのは全て把握してございます。その上で自分たちで基本的に把握することは非常に簡単でございます。やはり難しいのは、蛍光灯の安定器でございます。これに関していいますと、どこに何をいつ付けたかという履歴がほとんど残っておりません。こういう小さいところなんかはいつもついてございますので、数としては非常に多うございます。これの掘り起こし作業というのは、正直言いまして非常に難航してございます。オフィスですと、この会議室みたいにすぐアクセスできる部分もございませうけれども、工場においては、下に生産設備が大きいものがありまして、簡単に天井照明にアクセスができないものですから、足場を組んで近づいていくということになりますと、操業をとめてやらなきゃいけないということもありますので、長期の連休しか作業ができなくて、非常に作業に難航してございます。

我々も何とか期限内に掘り起こしできるように鋭意努力はしてございますけれども、法の本来の期限より早く施設が終了するというのは、我々としてはちょっとかなりのリスクとして考えてございますので、万が一の場合のセーフティネットも国のほうとして将来的な部分では、まだ発言は難しいと思いますけれども、セーフティネットの件もぜひともお考えいただきたく、お願いしたいと思います。法の期限としては 39 年までである特措法でございますし、POPs 条約においても期限はまだまだ先でございますので、それに対して各エリアの処理施設の終了期限が少し早いなというのが我々事業者として正直な感想でございます。

ぜひともこの差分につきまして、確実に処理できる手だてが本当にあるのであればそれでいいんですけれども、蛍光灯・安定器に関しましてはなかなか掘り起こしが確実にできる手段が、今の御説明ではないというか、お伺いできてなかった。掘り起こしをどうするかという具体的な手法が、正直言うと環境省を含めてまだお示しいただけてないと我々としては感じております。あとは事業者の努力に頼るのみということであれば、我々としても努力はするんですけれども、手が届かなかった部分については、最後は国のほうでセーフティネットを用意していただきたいという部分を、ぜひとも我々の意見としてお聞き取りいただきたいなと思います。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの委員の意見に対して、北九州以外、ほかにもこういうようなお話は出ているのでしょうか。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（今井課長補佐）】 ありがとうございます。

安定器につきましては、最初に申し上げたように、変圧器・コンデンサーとは違いまして、全国2カ所、室蘭と北九州市の2カ所の施設で処理を進めさせていただいております、期限もそれぞれ決まっていると。この構造自体は、変圧器・コンデンサーと一緒にございますので、地元の方のお約束のもとで期限を延長させていただいて処理施設を稼働しているという状況に変わりはありませんので、この期限を守って環境省としても JESCO とともにやっていくということでございます。

一方で、その話とは別に、掘り起こしといいますか、実際、各事業者もそうですし、自治体もそうですけれども、これを漏れなく調査をするという手法がなかなか難しいということは、いろいろな御指摘をいただいているところだというふうに認識をしています。

その点について、ちょっとこちらとして今まさにそのいただいた御意見に対するお答えをきれいににわかに申し上げることはできないですけれども、いろいろ業界団体等と協力をしながら、技術的な情報の整理をするとか、それから今、補助金で PCB つきの蛍光灯を LED にかえる場合に、そういう形の設備費の補助をするとか、そういったいろんな形の支援というのは考えているところでございます。

これがきれいなお答えになるというふうには認識はまだできないと思いますけれども、そういう形で環境省としても掘り起こしが進むよう、技術的な支援というのは、今も継続的にやらせていただいているという状況だというふうに御認識いただければと思います。

【委員長】 よろしいですか。

【L 委員】 今の状態では、環境省としてはこれしかお答えできないと思いますので。

【委員長】 鋭意検討してくださって、インセンティブも含めてこれからもう少し具体案を出してくださるということですね。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（今井課長補佐）】 引き続き今まさに検討しているところです。自治体との関係でも、要は建物が昭和 52 年以前のものにある可能性があるというところでもありますので、その調査をどういう形で事業者によっ

ていただくのかというところも含めて、いろいろ手法を引き続き検討させていただいているところでもありますので、そういうところも含めて環境省としては引き続き検討させていただくという状況にあるというふうに認識しております。

【委員長】 よろしいですか。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

では、また後ほど関係市町の方々のお話された後になるかもしれませんが、引き続きよろしく申し上げます。

それでは、続きまして議題（４）「豊田 PCB 廃棄物処理施設における掘り起こし調査の進捗状況について」ということで、本日は、豊田 PCB 廃棄物処理施設が処理を行っております東海地区の関係自治体の皆様にお越しいただいております。資料４にお作りいただきました進捗状況の一覧表がございますが、それに基づきまして各市町の皆様方から御発言いただきたいと思っております。

まず最初に、東海地区広域協議会の事務局ということで、愛知県から御発言いただけないでしょうか。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 ただいま紹介がございました愛知県の環境部廃棄物監視指導室の室長をやらせていただいております吉田でございます。この資料に沿って、愛知県の掘り起こし調査の状況について説明させていただきます。

愛知県におきましては、この表には 26 年と書いてありますけれども、年度で言いますと 25 年度に環境省のモデル事業としまして、自家用電気工作物設置者、対象者は 2 万 7,874 者を対象として、郵送によるアンケート調査を行っております。結果としましては、まずこの最初のアンケートの段階では 50%の事業者から回答をいただいております。ただ、回答をいただけなかったうちの 45%が未回答であったということから、未回答者に対して 2 回目のフォローアップ調査、平成 28 年度に再調査を実施しております。これらの 2 つの調査の結果、自家用電気工作物設置者の 65%に当たります 1 万 8,178 者から回答を得たといったところでございます。

今後につきましては、未回答者に対して回答するよう個別の働きかけをこれまで行っているところでございますけれども、これまで実施した 2 回の調査で宛て名不明ということで調査票が相手のところに届かなかったもの、未達事業者でございますけれども、そういったところについて、連絡先を改めて調査し直しまして、連絡先が判明

した事業者に対してまた調査を行うことを予定してございます。

これらの調査を含めまして、31年度末までにこの調査を終えたいと。最後通告になりますけれども、平成32年の6月ごろには最終通知を発送したいということを計画してございます。

ここには書いてございませんけれども、並行してですけれども、調査によりPCB特措法等の未届けの廃棄物を所有していることが明らかになった事業者に対して、届け出の指導、それから適正保管、早期の処理への働きかけ、こういったものを行っていきたいということでございます。

最後の処理完了までの進捗管理の方法のところでございますけれども、昨年度PCB特措法が改正されておまして、高濃度のPCB廃棄物については、保管状況届けにおいて処分予定年月日が新たに記載されるということになってございます。この情報は現在とりまとめ中でございますけれども、各保管事業者の処理予定などを把握しまして、予定どおりに処理できるよう、JESCOとも連携をとりながら指導していきたいと考えてございます。

愛知県からは以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして名古屋市のほうからお願いいたします。

【名古屋市】 名古屋市におきましては、同様に電気工作物の登録データを用いまして掘り起こし調査を26年度のデータをいただいて、27、28年度と引き続き調査をして、現在も進行中でございます。

調査対象事業者数は、ごらんのとおり9,900件余り、回答につきましては、当初の第1回目、27年度のアンケート調査におきまして回答があったのは44%、2回目の28年度のフォローアップ調査、これは電話で行いまして、未回答者のうち27%回答が得られております。全体として進捗は57%ということになっておりまして、5,600件余りの回答が得られております。

こちらの回答のあった事業者のうち、実際にPCB高濃度のトランス、コンデンサーをお持ちの方も見つかっております。届け出のなかったところもございました。私どもとしましては、それぞれ立入検査、立入調査を行いまして、現物の確認を行うとともに、JESCOに引き継ぎましてすぐ処理ができるように登録の手続も含めて御案内をしているところでございます。

また、いまだ回答が得られていないところにつきましては、今後も引き続き郵便物の送付、あるいは立入調査、現場の確認などを組み合わせて行いまして、きめ細かく対応して、処理の完了まで力強く進めていきたいというふうに考えております。

アンケート調査完了予定日につきましては、32年度末を予定しております。最終通知につきましては33年6月ということで予定をしております。

処理完了までの進捗管理の方法につきましては、先ほど愛知県から御紹介いただいたとおりで、保管状況届けに処分予定の年月を書くことになっておりますので、こちらの情報を活用し、さらにJESCOの登録データなどと突き合わせを行いまして、立入調査を加えて早期処理を促してまいりたいというふうに考えております。

名古屋市からは以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして豊田市のほうからお願いいたします。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 平成26年度のデータに平成28年度の一部追加させていただいた2,788件調査を行いまして、回答をいただいたのが2,787件ということで、あと1件という状況でございます。

この1件の方につきましては、現在、入院中とのことで、またその跡地につきましては、今後取り壊して宅地開発をする予定ということで、その進捗を見守りながら、関係いたします開発事前協議の所管課ですとか開発事業者のほうには周知をしております。このあと1件、丁寧な対応をして終わっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、豊橋市からお願いします。

【豊橋市】 豊橋市の掘り起こし調査についてなんですけど、平成26年度に環境省のほうから提供された自家用電気工作物設置事業者に対して実施しています。精査した結果、調査対象事業者が1,987事業者ありました。実際掘り起こしのほうは、平成28年度に実施しております。最初にアンケート調査として大体50%ほど回答いただきました。その後、架電で回答を催促いたしまして、再度アンケート調書を送りまして、アンケート調査を2回送ったこととなります。その結果、1,432件回答をいただきまして、進捗率が72%となっております。

平成 28 年に一部また自家用電気工作物の提供リストがありましたので、それで精査した結果、170 件を追加して、先月、11 月から再度フォローアップ調査を実施しています。アンケート調査及びフォローアップ調査の完了予定日は、平成 32 年 3 月を予定していきまして、最終通知の発送予定日は 33 年 6 月を予定しています。

これは委託でやっているんですけれども、この結果を随時提供していただきまして、高濃度疑いのものに関しては順次立入調査等を実施しまして、一つ一つつぶしていくような形で行っています。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、岡崎市からお願いいたします。

【岡崎市】 本市における自家用電気工作物の設置事業者に対する掘り起こし調査でございますが、本市におきましては、平成 27 年度から直営で実施しております。同様に平成 26 年に環境省からいただいたデータをもとに実施のほうをしております。

現状は、本年 10 月時点までで 5 回のアンケート調査を行っておりまして、それ以外に架電とか現地調査も組み合わせて、対象が 1,235 事業者に対して 1,148 事業者から回答をいただいておりますので、進捗としては 93%となっております。

今後ですが、残りの未回答や未達事業者の 87 事業者に対しては、引き続き電気保安法人の協力を仰ぎながらの調査の実施、電気保安法人に委託しない事業者につきましては、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興団体の PCB 廃棄物等の掘り起こし調査の効率化・加速化支援事業の活用を検討していますが、それでも回答を得られない事業者につきましては、平成 32 年夏ごろに最終通知を発送することを想定しております。

最後ですが、高濃度変圧器やコンデンサーを保管する事業者に対しましては、継続的に立入検査を実施するとともに、本市に提出される保管状況等届出書と JESCO の登録情報を突合して、未登録や未処理事業者の洗い出しを定期的に行うことなど、JESCO を始めとした関係機関と連携して適正処理の指導・啓発を行ってまいります。

岡崎市の説明は以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。

次は、静岡県からお願いします。

【静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（今川班長）】 静岡県の今川と申

します。よろしくお願いいたします。

静岡県ですけれども、調査対象事業者数は約1万7,500件。平成28年度から掘り起こし調査、アンケート調査を実施しております。今年度につきましても、その未回答の事業者であるとか未達事業者の住所の洗い出し等を行いまして、追加アンケート等を実施しております。

そこにあるデータが8月24日時点ということで少し古いですがけれども、最新のデータですと、10月末時点で回答が1万2,381件まで上がっておりまして、進捗率もそこに58%とありますけれども、71%まで上がっているところです。

今年度につきましては、このアンケートの中で高濃度PCB廃棄物を所有している可能性のあるところ600件ほどにつきましてフォローアップ調査を直営で実施しているところです。

平成30年度以降につきましても、まだまだ未回答の事業者がありますので、追加アンケート、督促等を実施していく予定です。フォローアップ調査につきましては33年3月まで、最終通知につきましても33年3月を今のところ予定しています。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、静岡市からお願いします。

【静岡市】 静岡市ですけれども、提出させていた資料では、平成28年度に環境省から提供いただいた5,143件に対しては、件数は358件と非常に少ない数字になっておりますが、その横の集計時点の欄をごらんいただきたいのですが、平成26年に環境省から提供いただいたリストをもとに、2回アンケート調査を実施しておりまして、そちらの集計結果としては、現在約60%の確認が終わっているところでございます。

その際に、未回答、未返送だったところを、28年度にいただいた資料とリストアップしまして、そちらについて358件回答をいただいておりますが、全体としては、目下作業中というところで、まとまったもので御提示できなくて申しわけないですが、現在、おおむね60%程度の進捗ということで御理解いただければと思います。26年度当初の1度目のアンケート調査では、30%程度の回答であったんですが、その後、追加の調査と架電、立ち入り等で、現在60%程度まで進んできているという状況でございます。

今後の予定ですが、新年度で体制的にも増員を図る予定でございます。30年度からもう少し進められるかなと思いますが、31年度末までにアンケート調査、そしてフォローアップのほうを完了させていただきまして、最終通知については32年の10月までには終わるよということですので予定をしております。

今後の処理完了までの進捗についてですが、他の県市と同様になりますけれども、保管状況の届出書をもとに進捗状況を管理していく予定でございます。

あとは、JESCOと登録状況、処理状況、電気事業法の廃止状況なども情報を入手しながら、そこも並行して処理状況の把握をしていきたいと考えております。

報告は以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。

続きまして、浜松市からお願いします。

【浜松市】 浜松市では、環境省からいただきました平成26年度及び平成28年度のリストをもとに調査を実施いたしました。こちらのデータは、第2回の掘り起こし調査までの結果となっております。その後、第3回、第4回の調査票を発送しての掘り起こし調査をいたしました。結果としましては、調査対象事業者数が5,221件、回答事業者数が現在4,318件、進捗率が82.7%となっております。現在、第4回の掘り起こし調査の調査票を発送して、現在回収しているところでございます。また、第4回までで未達、郵便が届かなかった事業者につきましても、送付先の確認が終了しましたので、今後、こちらについても調査票を発送し、随時回答を得ていく予定となっております。

平成29年度につきましては、掘り起こし調査のフォローアップ調査とアンケートの回答事業者で高濃度を保有している業者、または保有疑いのある事業者に向けての立入調査を実施いたしました。

今後も同様の調査を実施していき、平成33年3月をめどに調査を完了する予定でございます。

また、立入調査を実施した際に高濃度PCB含有機器を見つけた事業者につきましては、その都度JESCOに連絡し、契約締結まで確認しているところでございます。

説明は以上となります。

【委員長】 どうもありがとうございました。

続きまして、岐阜県からお願いします。

【岐阜県環境生活部廃棄物対策課（伊藤産業廃棄物係長）】 岐阜県廃棄物対策課の伊藤といいます。よろしくお願いいたします。

岐阜県は、お手元の資料にもありますとおり、対象事業者数 1 万 3,768 件ということで、こちらの業者を対象にいたしまして、平成 27 年、28 年度に第 1 回目の掘り起こし調査、アンケート調査を実施いたしております。

平成 29 年度につきましては、この 27 年、28 年度に行った際にアンケート調査が届かなかった事業者とか、未回答だった事業者の方に対しましてフォローアップ調査という形で、訪問調査とかアンケート調査の再送付等の調査を行っております。

資料のほうに回答事業者数が 9,024 とありますが、1 回目の掘り起こし調査とフォローアップ調査で行っている未達の事業者に対する調査を行った結果ということで、9,024 の 66%となっております。速報値という形にはなってしまいますが、アンケート調査の未回答だった事業者の調査も今現在進んでおりまして、とりあえず 1 回目の調査では未回答だったけども、2 回目の調査で回答いただいた件数が 1,489 件ほどありますので、進捗率のほうも 76%程度に上がっております。ただ、訪問調査の結果がまだ含まれておりませんので、もうちょっと現状としては高い数字になっているのかなというふうに思っております。

また、調査対象のところに岐阜県は平成 26 年というふうになっておりまして、ほかのところでは平成 28 年の対象事業者があるというふうに書いてあると思うんですけども、平成 28 年度に新たに示された自家用電気工作物設置者に対しましては、先ほどのフォローアップ調査をしてもまだ回答いただけない事業者とあわせて、平成 30 年度以降に追加調査、立入調査等を行っていきたいと考えております。

こういった調査の結果、未届けの PCB 廃棄物が確認された場合につきましては、今まで御説明があった他の県市と同様に、届け出の指導だとか、JESCO と連携して早期処理の指導を行っていきたいと考えております。

以上になります。

【委員長】 ありがとうございます。

では、岐阜市からお願いします。

【岐阜市】 私ども岐阜市におきましては、皆さんと同じ形で、マニュアルに基づきまして自家用電気工作物設置者を調査対象といたしまして、資料にあるとおり 2,731 件に対して、現在回答は 1,551 件、進捗率 57%という形で報告をさせていただいて

おります。

実際のところ、マニュアルがございますので、マニュアルに基づいて一斉に掘り起こし調査という形で調査票を発送させていただきましたが、「PCB 含有不明」という回答が非常に多くて、そのフォローという形で昨年1年を費やしてしまいました。その反省から、ことしにつきましては、未回答事業者に1日10件という形でノルマを課して、日々積み上げ方式で調査を促進しております、57%だったのが今は実際、70%を超える形に推移しております。

完了予定及び最終通知の発送予定ということなのですが、この形で31年3月を想定しております、日々の積み上げで何とか達成したいと考えています。

また、処理完了までの進捗管理という形で、他県市と同様になります、各種届け出データによりまして未処理事業者を把握するとともに、掘り起こし調査と並行いたしまして保管事業者の立入検査を実施しまして、必要に応じて JESCO もしくは電気主任技術者と連携しまして早期処理を推進しているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

最後になってしまいましたが、三重県からお願いします。

【三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課（築地班長代理）】 三重県廃棄物リサイクル課の築地と申します。よろしくをお願いします。

三重県ですけれども、平成26年に環境省からいただきましたデータをもとに、27年度に掘り起こし調査を1回実施させていただいております。加えて28年にデータをいただきましたので、そちらのデータをもとに、26年度と28年度の差分ですね、28年度に新しく載っていた事業者を対象に、今年度フォローアップ事業ということで掘り起こし調査をさせていただいております。

27年度に実施させていただきました掘り起こし調査において未達、未回答部分についても、今年度、29年度に再度アンケートを実施して、通知のほうをさせていただいております。

この中で、今年度通知させていただいた中で、どうしても未達部分が出てきております。未達部分に関しましては、現地調査や、インターネット等で発送場所が確実にさら地になっているか、どうして届かないかというようなことを原因追及をした上で、調査をさせていただいております。現時点では、未回答部分もあるんですけれども、

未回答部分に関しましては、今も電話等で催促させていただいております。データとしましては、進捗 64%というふうな形ですけれども、今現在、12月時点で 71%まで回答がふえております。

今後につきましては、アンケートのフォローアップ調査につきましては、今年度で終了させる予定でおります。未回答、通知が届いているにもかかわらず回答いただけない事業者に関しましては、今年度中には必ず最終通知を送らせていただいて、早期処理に向けて進めていきたいと思っております。

あと、完了までの進捗管理の方法ですけれども、他県市と同じで、本年度から処分年月日につきましては届け出に記載がありますので、そちらを確認しながら優先順位をつけて立入調査をしていきたいと思っております。

今回、通知させていただいた方々には、全てに関して注意喚起の文書を、アンケートに対して回答いただいたところに対しても、今年度中に注意喚起の文書は出す予定でおります。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま皆様から大変貴重な掘り起こし調査の進め方についてお話をいただきましたが、何かお気づきの点はありますでしょうか。あるいは同じ県と市の担当の皆さんの間でも結構だと思いますが、いかがでしょうか。

【B 委員】 まず表の見方を教えてほしいんですが、愛知県とあって、その下に名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市とありますが、それ以外の市町村は愛知県がまとめてやってみえるというふうに理解していいでしょうか。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 政令市と言われる市町村については、特に産業廃棄物に関してですけれども、県と同等の許認可権を持っております。PCB に関しても同じでございますので、愛知県でいいますと名古屋市、豊田市、岡崎市、豊橋市については独自で行います。だから愛知県の中にはその 4 市は入っていないというふうに御理解ください。

【B 委員】 全県の中の、例えば碧南とか高浜とか知立とかありますけれども、そういうところは、愛知県が全部やるという理解でいいわけですね。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 はい、そういうことでございます。

【B 委員】 それから、一生懸命頑張ってみえて、進捗率はこの数字になっているということはよくわかりました。ただし、平成 30 年 3 月までに終わるという市町村と、32 年、33 年までということになると、普通 60～70%というのはわりと早く到達できるポイントで、80～90%のあたりから急に難しくなるというのが一般的な考え方だと思いますが、そういうことから考えると、この進捗率も、例えば年度目標というか、いわゆるマイルストーンみたいなそういったものは各市町村でお持ちでしょうか。

【委員長】 どちらにお伺いすればいいですか。

【B 委員】 どこでも結構です。

【委員長】 では、東海地区広域協議会事務局の愛知県からお答えいただけますか。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 明確なお答えができるかどうかわかりませんが、正直、目標というのは、どこの市町村も 100 というのは間違いないですけれども、たしかに委員の言われるように、アンケート調査の中で回答をしてこられない方、それから新たな処理費用という大きな問題もありますので、なかなか積極的に回答されないという方もいらっしゃるかもわかりません。そういったことに対しては、やはり電話等と、それから我々実際に足を運んでというようなことでやるんですけれども、愛知県の事情を申し上げますと、いかんせん調査件数が 2 万 7,000 ということでかなり膨大な件数になっております。私ども愛知県は、現場の職員もあわせてマンパワーを全て活用しても、なかなか現場に行き確認するというのは、物理的に難しいのが現状です。電話等で「何とか出してください」とか、そういうふうなお願いが現実的なところでございますので、そういったところを活用しながら、少しでも上げるような努力をしているところでございます。

正直申し上げますと、この年度の未までに何パーセントまで上げるというような具体的な数字は立てられない状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

【I 委員】 お伺いしますけど、廃棄物の関係とか、あるいは進捗状況をお話していただきましたが、あと 4 年という年限の中で、どのくらい台数があるんですか。トランスの場合、100 台持ってますよ、150 台持ってますよと、その数を聞けばトータルが出てくると思います。それを 4 年の中で JESCO がやらなきゃいけないのですが。

台数の話は全然されませんでしたけど、どうでしょうか。アンケートとか回収率がどうのこうのというお話をされましたが、まだ進捗率が何%とあります。もちろん回答をもらっても、その物をどういうふうに移動するか、各県が JESCO に運ぶ台数が、

トランスが例えば 100 台とか 200 台、すぐ 30 年度がきますが、30 年度に何台、31 年度何台、34 年度には終わらなきゃいけないわけです。ケツがあるわけですから。この辺の台数のつかみ方はどうすればよろしいんですかね。JESCO のほうは予備日はとってないですね。予備日なしの 34 年まででやりますというお話をされているので、その点が私たちは心配するんです。

【委員長】 そうですね。ただ今の御不安について、私もそのように思います。愛知県が事務局をまとめていただいておりますので、その辺はいかがでしょうか。これからどういう年次計画で、どのように台数が出ていって、JESCO 豊田事業所で処理をしていただけるものなのかということの見通しを示していただくことはできないでしょうか。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 今回はアンケート調査の進捗状況で、台数までなかなか我々としても落とし込むというか、推計するというのが非常に難しいのが現状でございます。アンケートをしたから、その事業者に必ずあるかどうかというのはわからない段階でのアンケートでございますので、場合によってはたくさん出るかもわかりませんし、少ないかもわかりません。

ただ、今後ですけれども、各自治体の皆さん、少なくとも 1 回、2 回、3 回とアンケートをやってございます。大きな台数のものはおおむね出てきているのではないかなと、私自身の予想でございますけれども。また回答がされていないようなところとかそういうのが 40%とか 30%とかあると思いますが、従来から比べると、今後あると回答するところは大幅減ってくると思われれます。だからといって、具体的な台数まで今の段階で各県ごとに示せるかということ、ちょっとそれだけではないけれども、全体の流れでいうと、今後発見される数は少なくなってくるだろうということだけは推測できます。

ちょっと答えになっていませんけれども、済みません、こういったことで御理解いただきたいと思います。

【委員長】 現状はそうかもしれないですが、きょうもお話にありましたように、JESCO の受入側のほうとしては、きちんと進捗率を出されて、これから先どういう見積もり台数でもってやっていけば、最後の年までに最終処理が終わるんだという見込みを示されているんです。それに応えていただくように広域協議会のほうでも頑張っていたかない限りは、豊田の市民の皆さんの不安は払拭できないと思います。いか

がですか。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 今後、出てくる台数の把握、推計については、もし他の自治体でそういうような推計のようなものをお持ちだとか、また環境省に振って申しわけないですけれども、掘り起こし調査によって今後どういった、過去何年間の間に出てきたかというような推計的な数字というのををお持ちであれば、また教えていただきたいと思うんですが。よろしくお願いします。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（今井課長補佐）】 環境省から少し。今、愛知県のほうからお話があったとおりですし、I 委員の御指摘もまさにおっしゃるとおりだというふうに認識をしております。

もしかしたら広域協議会というこの地域の自治体が、まさにこの掘り起こしなりを進めていく、JESCO と一緒に話をしていく場の宿題になるかもしれませんが、環境省としても、よく話をしていきたいと思います。

一つのデータとしてございますのは、一番最初の JESCO の説明の中で、実はこの先出てくる量というのを、今の届け出の1割というふうに見込んだという数字が出てまいりました。これはよく使っているんですが、この1割とは何かと申しますと、全国で一番早く掘り起こし調査に着手して、徹底的にやった自治体として北九州市がございまして、こちらは今、自家用電気工作物設置者というのを対象にしているんですが、実はそうではなくて全ての事業所、古い新しい関係なく市内にあるあらゆる事業所に調査を行いました。このときに出てきたのが、そのとき既に把握されている量の追加で1割出てきたというのが、データとしてありまして、環境省としても、掘り起こし調査を徹底してやった場合に、量としてどれぐらいのものが出てくるんですかと問われた場合に、もちろんとてつもないものを隠しているところがまだあるという可能性がないわけではないですけれども、既にかなり長い間問題になっていて、皆さん大きいところは知ってらっしゃってやってきていただいている問題でありますので、中小さんですとか小さいビルの持ち主さんですとか、そういうところから出てくるにしても、追加で1割ぐらいではないかという話はさせていただいているところです。

しかがって、JESCO の当初の説明の中でも、今後それぐらいは最低限出てくるであろうということで見込んでいただいているというふうに認識をしています。

これが全てではございませんし、今後、自治体と環境省が一緒に取り組んでいくわけですが、この進捗を上げていって、さらに計画的に JESCO に搬入できる

ようにというところだと思いますので、ちょっとそのあたりはよく環境省としても協力をさせていただきたいと思いますが、そういう状況だというふうに認識をしているところでございます。

【委員長】 わかりました。先行している北九州事業所の掘り起こしの状況を見て、確かに大変だということを経済省の中の委員会でもたびたびおっしゃっていたのを私も記憶しておりますけれども、それを先ほどおっしゃったように全体にもきちっとフィードバックをかけるようにして、皆さん方にそういうノウハウをお示ししていただき、音頭取りいただければ、きょうの議論はもう少し具体性を持って進めていただきたいと思います。環境省のほうから北九州の状況ですとか、あるいは環境省独自の試算がありましたら、それらを活用して、できるだけ早く掘り起こし台数を割り出させていただくことで、処理推進につながると思います。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（今井課長補佐）】 よく議論をさせていただきたいと思いますが、多分、量に関して、これまでかなり5割、6割と掘り起こしを進めていただいているので、一定の推計はできるかもしれないですが、大きいところが見つかるといったところも含めて考えると、確たることは最後までなかなか言えないというところがあると思います。そちらはそちらで考えていくにせよ、この掘り起こし調査は、要は皆さんの、「あなたの事業所に残っていませんか」ということをお知らせする、「期限がこうなっていて、これまでに処理いただかないと処理いただけなくなってしまいます」ということをお伝えする、御理解いただくという取り組みです。まずはこれを一日も早く、と言いつつも、たくさん事業所があるので順次やっていくということではありますが、これをできるだけ早く進めて、各事業所これを知らない人がいないという状況をできるだけ早くつくるということがまずは必要なことではないかなと思っております。その中で把握されていくものについて、JESCOのほうとよく連携をして計画的に搬入していくと。

ちょっとすみません、なかなかきれいな答えになりませんが、そういう形で進めさせていただきたいと思っております。

今回、この資料4で出させていただいたのは、環境省のほうで10月にとりまとめさせていただいた資料の抜粋の最新版ということになるんですけども、この最終的な完了予定日ですとか、最終通知なり、送付予定日ですとか、こういうものを新たに書いていただくように自治体をお願いをして、ある意味後ろを切るような形で調査を

していただくようお願いをしているところであります。

我々としては、これから少なくとも年2回はこれの全国の状況のフォローアップをするとともに、もちろんお尻をたたくだけでは意味がありませんので、一個一個の状況をお伺いして支援をしていくということをやらせていただきたいと思っています。

だから、この数字がどんどんアップデートする形で管理されていき、それで多くの方がこれを知って、その中で、受け入れられないような量が出てこないような状況をつくっていくということが必要だというふうに思っております。

【委員長】 わかりました。

それから、最終通知の発送予定日が各県と市で違っていています。何か理由があるのでしょうか。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（今井課長補佐）】 これは、個別に聞いてみないとわからないところがありますが、要は、純粹に数が違うことによってこれは起こっているというふうに思っています。あと、最終通知は本当に最終通知で、要はどうしても連絡とれないとか、受け取ってもらえない。そういう方々が最後残ったときに、もうあなたこれはもう期限までにやらなきゃいけないんですよと、本当の意味での通知を送るということですので、そういう意味では、先ほど御指摘があったように、最後の数パーセントまで頑張っていた上で、本当にどうしようもないところに送るということですので、これは本当に最後の段階だと思いますが、それに至る前にできる限り早く調査自体を完了するように進めていただくと、それはマンパワーの問題もありますので一朝一夕ではありませんが、やっていくということでございます。

【委員長】 各県市の状況に応じてということですね。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（今井課長補佐）】 ということでございます。それは必要なところはこちらとしても当然、事務所もありますので、しっかり支援をしていくことだというふうに思っております。

【委員長】 どうぞ。

【J委員】 I委員が聞かれたのは、私もアンケート調査の内容というのははっきりと把握してないですけども、これだけの数の回答があれば、その中に台数とかを書く項目があれば、時間がかかってもどこかで数字は出てくるんじゃないかという、そういう意味で質問されたと思いますが、どうなんでしょうか。数が多いから時間がかか

るのは当然だと思いますが。

【G 委員】 I 委員、それから J 委員のお話と一緒になんですが、要は、JESCO と契約を結ぶわけですね。台数がわかった時点で JESCO のほうにいくわけです。そこら辺を連携をとって、ここの各県市のほうの台数というのをやっぱり把握していかないと、本当にやれるのかというのが疑問に思います。やっぱり 34 年の 3 月までにやりきるということは、台数を把握していかないとだめじゃないかな。それは JESCO と連携をとって、各県、中核市がそれぞれのデータをお互いにやり合っ取っていけばそれはわかると思うんです。市のほうから吸い上げだとか、県のほうから吸い上げじゃないと思うので、やはり連携をとった中で、それぞれの自治体のところで台数を把握していかないと、34 年 3 月までに本当にやりきれぬかというのがこれでは見えないです。皆さんこれ調査していただいて、努力していただいて、ここまでのデータを出していただいたのは本当にありがたい。ようやくわかるようになったわけですから、ぜひ台数も把握していただきたいと思います。それが 1 点です。JESCO のほうも、ぜひお互いに連携をとってやっていただきたいと思います。

それからもう 1 点は、ようやくこの掘り起こし調査のデータがこうやって出していたんですが、東海 4 県の東海地区広域協議会というのが今まであったんですが、その動きが全然わからなかった。この 4 県 7 市の把握というのは、広域協議会事務局の愛知県がやるということよろしいですか。

【愛知県環境部資源循環推進課(吉田廃棄物監視指導室長)】 東海地区広域協議会は、確かにこれまでも活動を続けてございまして、PCB 廃棄物の処理に当たって連携しながら、特に豊田市のほうにコンデンサー等について廃棄することで、それぞれの自治体同士で情報交換しながら適正に処理完了期間までの進捗がうまくできるようにというような情報交換を行っております。そういった中でも、こういった進捗率というのをお互いの自治体で数字を出し合いながら、お互い切磋琢磨するようにしてございます。

また、その会議の中にも環境省が入っていただきまして、全体のコーディネートをしていただくというようなことで、さらに経産省、さらに JESCO も入っていただいて、情報共有してうまくやっていくというようなことで進めております。

今回、こういった形で東海地区広域協議会の取り組みの内容も含めてですけども、さらに進捗管理を徹底して、東海地区広域協議会の中でも各自治体の遅れがないよう

に進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【G 委員】 定期的な開催なりあるいは情報交換をして、この豊田市 PCB 処理安全監視委員会のほうにぜひ定期的に報告をお願いしたいと思えます。

【愛知県環境部資源循環推進課（吉田廃棄物監視指導室長）】 それから、数量の関係です。確かに全体は、今後の掘り起こしの全体の数というのはわからないと説明させていただいたんですけれども、ただ、わかった件数についてはですけれども、先ほども説明の中で言わせていただきましたが、昨年度の PCB の届け出様式の改正がございました。その中で、処分予定年月を記載してもらうことになりました。これまでの、まだ現在まで保管されている PCB、それから新たに掘り起こし調査で確認されたもので届け出がされたもの、そういったトータルの数というのは、今後わかってきます。今、ちょうど平成 28 年度の届け出の集計をさせてもらっているところでございますので、その集計結果で、何年度に処分予定かといったものはある程度数がわかってきますので、そういったものについては JESCO のほうに届けていきたいと思っておりますので、今後のさらに掘り起こしの調査でまた数がふえてくるでしょうけれども、現在わかっている数量については、年度単位でお示しできるかと考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思えます。

【委員長】 ぜひそのようにやっていただきたいと思えます。そういうお話を聞いて、私も安心いたしました。それを横展開していただいて、各県市の皆様と情報を突き合わせて、私たちが不安にならないように、掘り起こし台数を早く把握していただいて、逐次タイミングよく御報告いただければ安心できると思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、いろいろ意見が出ましたけれども、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、議題（5）「豊田 PCB 廃棄物処理計画の変更について」、事務局からお願いいたします。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 前回の安全監視委員会でなかなかわかりづらい資料で、皆さんにはわかりにくかったと思えますので、簡単な資料で御説明をさせていただきます。

豊田市の PCB 処理計画というのは、JESCO 豊田事業所で処理をしていただきます

高圧トランス、コンデンサーのほかにも、豊田市内にある安定器も含めた市内全域の PCB 機器についての処理をどのようにやっていくかという計画でございまして、こちらは先ほど環境省のほうからも御説明がありましたように、PCB の特別措置法の改正ですとか、国の PCB 処理基本計画の改正があったことから、今回、改正をするということで上げさせていただいておるものでございます。

先ほどありましたように、安定器につきましては、北九州の事業者でお願いしているものがこれまで平成 33 年度末までだったものが 32 年度末に、それから豊田事業所でお願ひしております高圧トランス・コンデンサーにつきましては、34 年度末だったものが 33 年度末、この処分期間までに処理をするということになってきました。

これに伴いまして、事業者にも処分期間内での処理が義務づけられて、それを確実なものとするということで、私ども豊田市にもそれをきっちりと事業者にやっていただくように行政権限等の強化もされました。

それから国の処理計画の中で、処分期間内に処理をするための方策等が書かれまして、こういったものを盛り込んで、豊田市の PCB 処理計画へ、変更というよりも主に追加をさせていただく項目として、ここの下にある 3 点を入れさせていただいております。

PCB 特別措置法によりまして新たにつくられました処分期間、それからこれまで計画的処理完了期限だったものが、今度は特例処分期限日というふうに、同じ日にちが名前が変わってきたということで、そこの部分につきまして新たに計画のほうに追加をさせていただいております。

これまでありました JESCO の事業完了時期、平成 37 年度末ですとか、市がこれまで表に出させていただいておりました処分完了目標期限、平成 30 年度末までには全ての PCB 機器につきまして処分をしていくという方針については、変更ございません。今言われた新しくつくられた処分期間等の追加をさせていただくのと、先ほど来あります JESCO へ計画的に搬入をしていくという部分、それから早期処理のために強化された行政の権限につきましては、適切に行使をしまして、確実にこの期限までに終わらせていくということを追加で書かせていただいておりますというふうな変更内容になります。

今後、変更計画の決定を受けて、年度内に公表していく予定でありますので、皆さん御了承をいただきたいと思います。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして何か御意見ございますか。

それでは、全体を通して。はい、どうぞ。

【G 委員】 事前に処理計画の変更案というのが配付されたんですが、何か特別な意見はありましたか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 強化された権限、それから前倒しされた期限までにやっていくよということをつけ加えただけですから、大枠変わっておりませんので、そこについての意見はございません。

【G 委員】 それでは委員の方からの特別な要望とか意見はなかったですか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 とにかく期限までにということでございます。

【委員長】 では、全体を通して何かございますか。よろしいですか。

では、終了予定時間を少し過ぎてしまいましたけれども、皆さまどうもありがとうございました。

本日の資料について事務局に確認いたしますが、本日の資料は全て公開でよろしいでしょうか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 はい、結構でございます。

【委員長】 ありがとうございました。それでは、ただいま事務局のほうで資料は公開でよいとのことですので、皆さんそのような扱いでお願いいたします。

本日の議事録につきまして、これまで同様、速やかに公表していただきたいと思えますので、事務局で作成した議事録案を皆様にお目通しいただき、修正していただいてから、最終的には事務局のほうでホームページで公表していただくと、そういう段取りでよろしいですね。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 はい、そのようにさせていただきます。

【委員長】 ではそのように、皆さん、事務局のほうから議事録の案が出てまいりましたら、よろしく御協力のほどお願いいたします。

以上で、平成 29 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会の議題を全て終了いたしました。皆様どうも御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

【事務局(岩井)】 長時間にわたり、委員長を始め委員の皆様、オブザーバーの皆様、そして関係各県市の皆様、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 29 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございました。

午後 4 時 16 分 閉会